

毎週、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
告示 計量器定期検査日時の変更

告示

鳥取県告示第五百三十一号

昭和二十八年十二月一日鳥取県告示第五百二十一号をもつて告示した倉吉市の計量器定期検査の期日等を次のように変更する。

昭和二十八年十二月五日

鳥取県知事 西尾愛治

検査月日 検査区域 検査場所

昭和二十八年
十二月七日
八日
十九日

倉吉市のうち
前の倉吉町の
区域

明倫小学校
成徳小学校

を

検査月日 検査区域 検査場所

昭和二十八年
十二月十五日
十六日
十七日
十八日

倉吉市のうち
成徳・明倫両
校区の区域

成徳小学校
明倫小学校

に変更する。

(検査時間は、さきの告示のとおり。)